

③ 国の財政状況の透明化

一覧性・総覽性をもった形で国の財務状況を説明し十分な説明責任を果たすため、特別会計の歳入・歳出につき、各省庁別に経費を示す所管別区分と社会保障費や公共事業費などの施策ごとの経費を示す主要経費別区分を行うとともに、予算の一覧性を確保するため、純計ベースで表示した所管別や主要経費別の予算参考資料を法定資料としての予算参考書類に含めるなど、抜本的に見直し、国の財政状況の透明化を図ることとしています。

図1-3-6 国の財政状況の透明化のイメージ

